

# 洲本市統計調査員登録書

申込年月日	令和      年      月      日		
フリガナ			性別
氏名			男・女
生年月日	昭和・平成・(      )	年      月      日生	
現住所	〒		
自宅電話	(      )      -      -		
携帯電話※	-      -      -		
職業	1 農林漁業者   2 自営業者   3 常用雇用者   4 公務員 5 パート・アルバイト   6 専業主婦   7 無職		
勤務先名称※			
勤務先電話※	(      )      -      -		
調査交通手段	1 徒歩   2 自転車   3 自家用車   4 その他 (      )		
希望区域	1 どこでもよい   2 自宅付近   3 その他 (      )		
希望する時期	1 いつでも可能   2 不可能な月など (      )		
備考	(調査に従事することが困難な時期、希望する統計調査名、登録経緯など)		

※の項目について、特に支障がある場合は記入の必要はございません。  
 ご記入いただいた個人情報については、登録調査員事務についてのみ利用いたします。

(統計調査員登録希望者用)

## 意 向 確 認 書

洲本市統計担当課では、国が実施する統計調査に関連して、登録調査員の氏名等の情報につき、国、都道府県、市の他課から照会があった場合、統計調査が円滑に実施されるよう、登録者の意向に従い、登録情報を提供することとしています。

上記の情報提供について、あなたの意向をお伺いします。

氏名等の登録情報を提供することに同意されますか。

(1又は2のいずれかを○で囲んでください。)

- 1 同意します
- 2 同意しません

令和 年 月 日

氏 名  
(自筆署名)

⑩

### 【趣 旨】

登録いただいた個人情報は、統計調査員を選任する目的の範囲内で利用することとしていますが、国の統計調査の実施に当たり、兵庫県統計課から市への調査員の推薦依頼（国勢調査員は総務大臣が、国勢調査以外の調査は県知事が調査員を任命します。）があり、登録調査員の氏名等について、国、県に情報提供しますので、あらかじめ登録者の同意を得るものです。また、多年にわたって調査に従事された場合の表彰等に際しても、国、県に情報提供します。

(様式)

## 誓 約 書

私は、兵庫県内で実施される基幹統計調査等の統計調査に従事するに当たり、下記事項について、誓約します。

記

### (誓約事項)

- 統計調査員としての業務の性質上、不適格と思われる次の職業等の者でないこと。
  - 警察又は税務に関係する事務に従事する者
  - 選挙運動等に直接関わる者（被選挙者や選挙事務所の職員）
  - 興信所等に勤務する者、新聞記者等の報道関係者
  - 暴力団員又は「暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者」
- 統計関係法令、統計調査所管の各省が定める『調査の手引』並びに兵庫県（市町経由の統計調査の場合は、市町）から示される指示・説明事項等を遵守し、責任を持って、調査事務を適正かつ正確・確実に遂行すること。
- 統計調査員（非常勤の公務員）としての社会的職責の重さを自覚し、調査客体等との円滑な対応、調査票の的確な審査・保管管理・所定の期日における提出等に十分に意を用い、統計調査の円滑な実施の妨げとなるような行為、また、統計調査員に対する信用を失墜させるような行為は、厳に行わないこと。
- 統計調査に際して知り得た事項は、他に漏らさないよう、秘密の保持に努めること。また、統計調査員の任期終了後も同様とすること。
- 調査活動中の事故防止に努め、また、調査客体等に損害を与えたり、無用のトラブルに至ることのないよう、十分に注意を払うこと。
- 統計調査員に任命後において、上記1の職業等の者であることが判明した場合、または、上記2から5に掲げる事項に反するような行為があった場合に、これらを理由に任期途中で解任されても、異議がないこと。  
また、万一、任期途中で解任された場合には、速やかに、調査票、調査用品及び統計調査員証を、兵庫県統計課（市町経由の統計調査の場合は、市町統計主管課）に一式返却すること。

令和 年 月 日

兵庫県知事様

住 所	市 区		
フリガナ			
氏 名	(自筆署名または記名押印)		
生年月日	昭和・平成 年 月 日	性 別	男・女

【注1】 上記1④の暴力団員等の該当の有無については、「暴力団排除条例」（平成22年兵庫県条例第35号）の規定に基づき、必要に応じて、県から県警察本部に内容照会し、その結果、不適格と判断された場合、また、本誓約書を所定の期限内に提出しない場合は、統計調査員に任命しない。（任期を更新しない。）

【注2】 上記4の事項は統計法第41条に、また、違反した場合の罰則は同法第57条に規定されています。

【注3】 この誓約書の署名事項については、県や市町の「個人情報の保護に関する条例」に基づき、適正に取り扱います。